

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡町村合併協議会

協 議 項 目	26 - 28 . その他協議が必要な事業	協 議 細 目	社会福祉協議会
調 整 方 針	(案) 1 社会福祉協議会の統合については、各社会福祉協議会の自主性を尊重しながら、統合に向けて調整に努めるものとする。 2 社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、調整を図るものとする。 3 社会福祉協議会への委託事業については、新市全域に同等な福祉サービスを提供するうえで、地域の実情から社会福祉協議会が最適である場合については、社会福祉協議会に委託するものとする。		
項 目	参 考 資 料		
	資料は、第11回合併協議会(16年5月11日)に提出済み。(P90~P97)		